

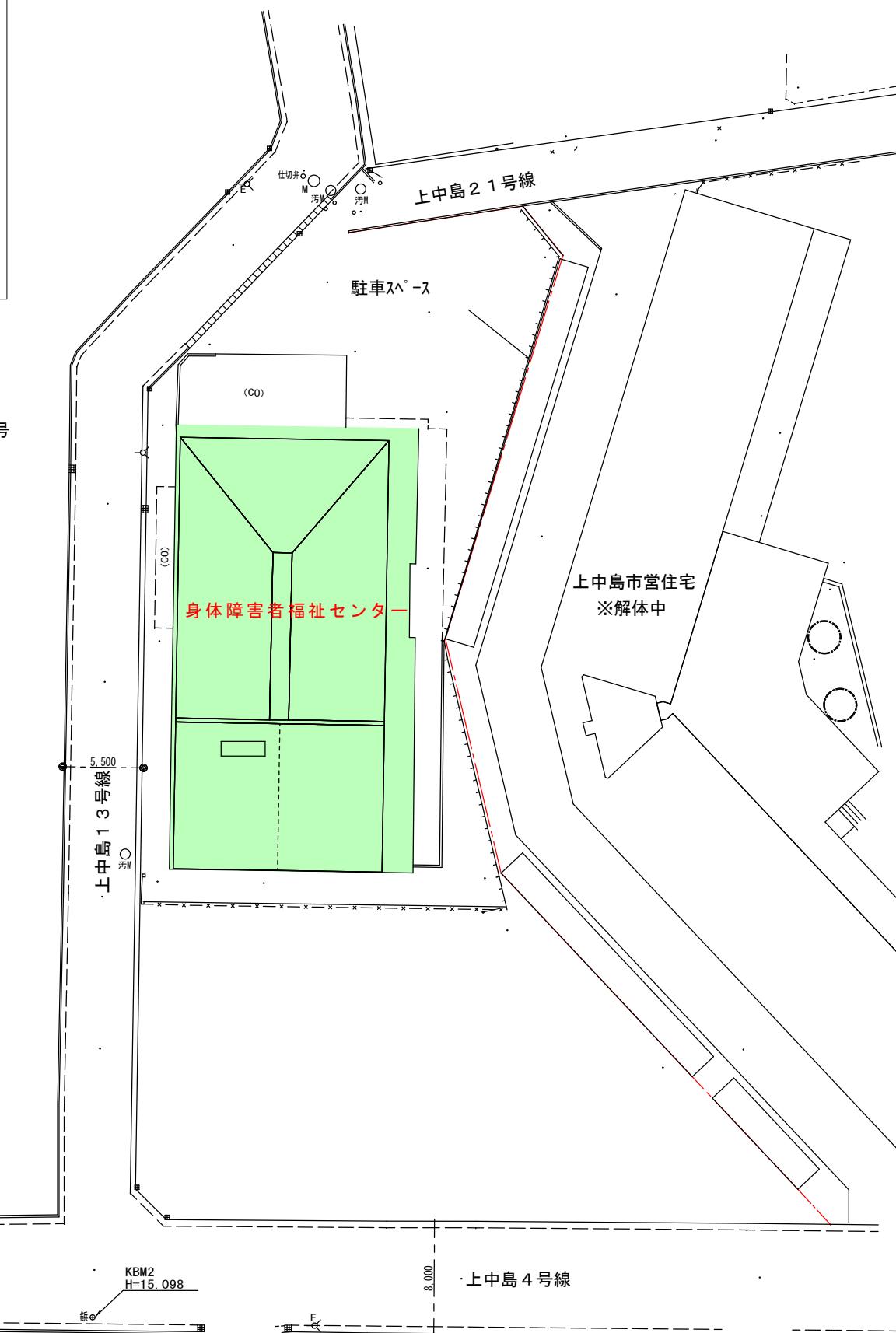
特記仕様書

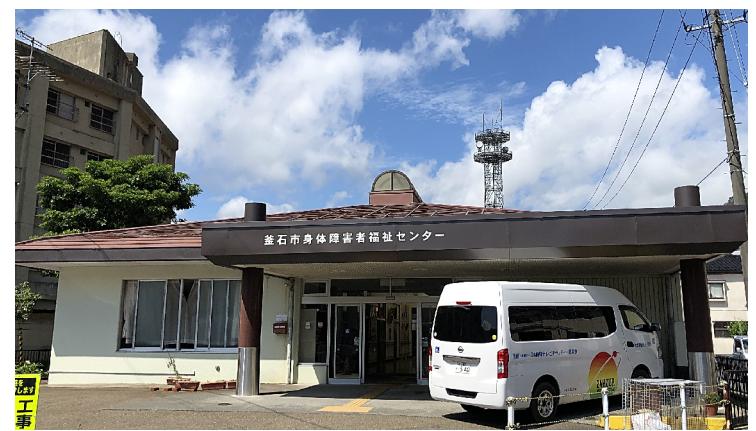
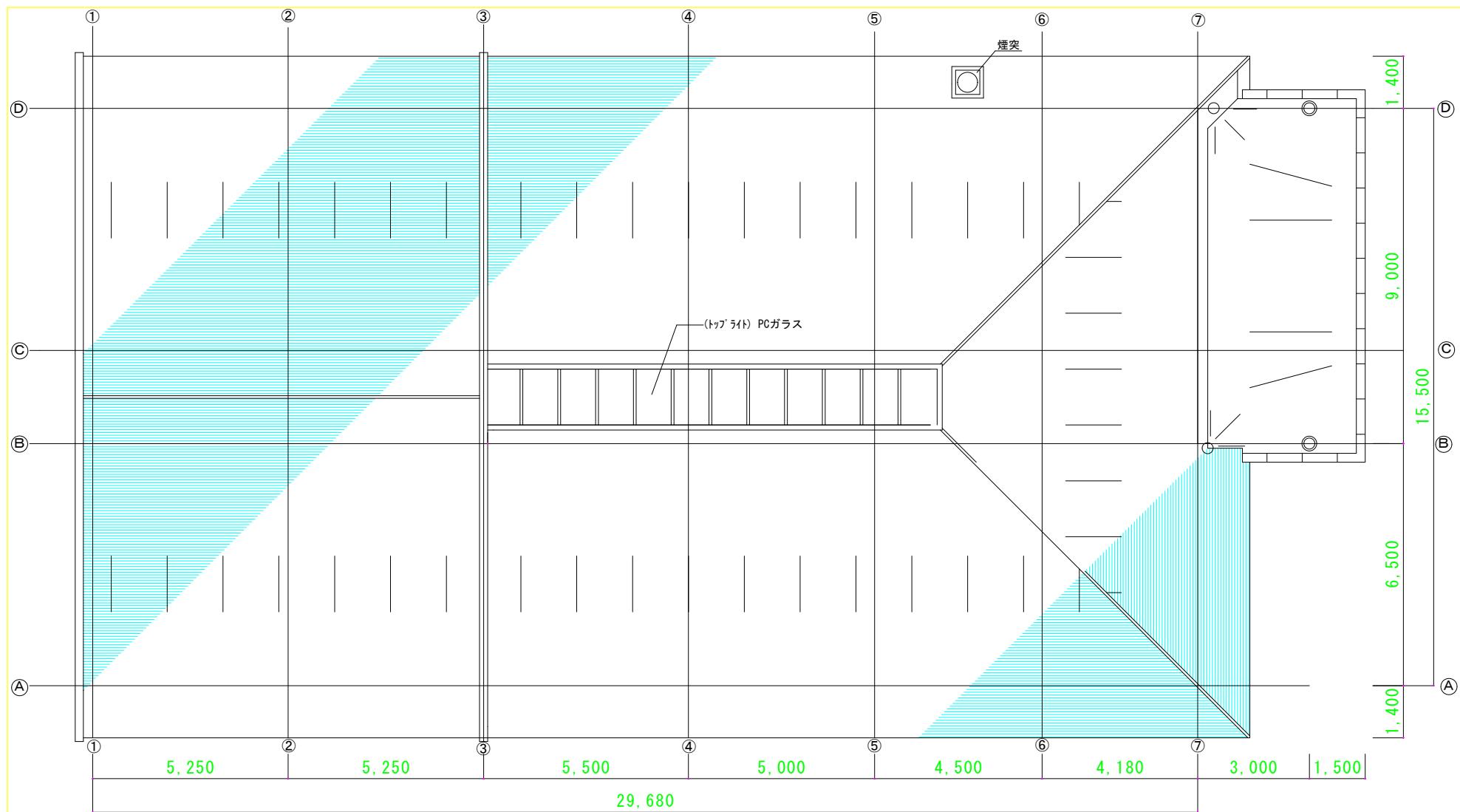
- 1 本工事は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修(最新年度版)公共建築改修工事標準仕様書及び(最新年度)版公共建築工事標準仕様書に基づき施工する。
- 2 写真管理：着工前、竣工後の完成写真と、各工事工程写真を提出する。(産業廃棄物処理関係含む)
- 3 設計図及び設計書に疑問の点があれば、直ちに監督員に申し出、指示を仰ぐこと。
- 4 設計図書に記載のない事項でも処理上、当然必要なもの、及び現場の取り合い、その他の変更に依り材料の寸法等に軽微な変更を生じる場合、それに対する金額増減はしないものとし請負契約工事費の範囲で施工すること。
- 5 工事中は、労働災害の防止は勿論、第三者にも注意し安全管理に努めること。
- 6 作業中は「労働安全労働規制」を遵守し、作業員に対して安全管理の徹底を図ること。
- 7 強風時の作業は発生材の飛散防止に努めるとともに、埃等で周辺への影響を及ぼすことのないよう対策処置を講ずること。
- 8 工事用水道及び工事用電気は、原則、請負者負担とする。(※詳細現場協議)
- 9 工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、粉塵の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努めるとともに、周辺道路等の環境悪化防止に努めること。
- 10 撤去発生材（産業廃棄物）においては関係諸法に抵触することのないよう処分のこと。（マニフェストE票を提出のこと。）
本工事では、岩手県産業廃棄物税相当額を計上している。本工事で発生する建設廃棄物のうち、岩手県内の最終処分場（中間処理施設経由も含む）に搬入される産業廃棄物については岩手県産業廃棄物税が課税されているので適正に処理すること。
- 11 図面は参考図とし、工事すべてにわたり再調査をすると伴に、工法を検討し監督員の承諾を得て施工のこと。
- 12 本工事にあたっては、関係所管部所と充分協議すると伴に、施設利用関係者の業務等に迷惑を及ぼすことのないように施工計画をたて施工のこと。
- 13 請負者は、受注時又は変更時において工事請負額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として、「工事かげ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。(ただし、工事請負代金500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)
また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事かげ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。尚、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略することが出来るものとする。

工事概要

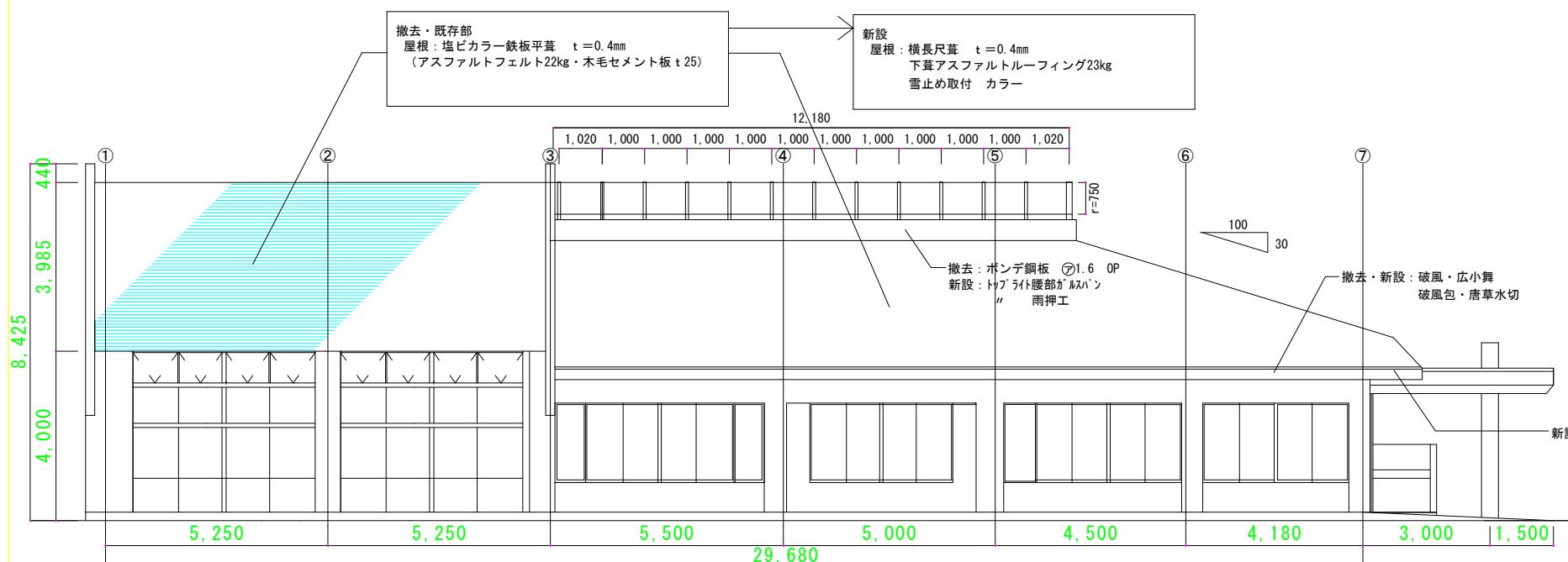
<工事名> 身体障害者福祉センター災害復旧工事
 <工事場所> 釜石市上中島町4丁目2番40号
 <工事内容> 屋根改修工事 一式
 ※詳細は別紙による。
 <構造・規模> 鉄筋コンクリート造平屋建
 <面積> 建築面積 518.20m²
 延床面積 460.04m²
 敷地面積 1,107.30m²

配置図

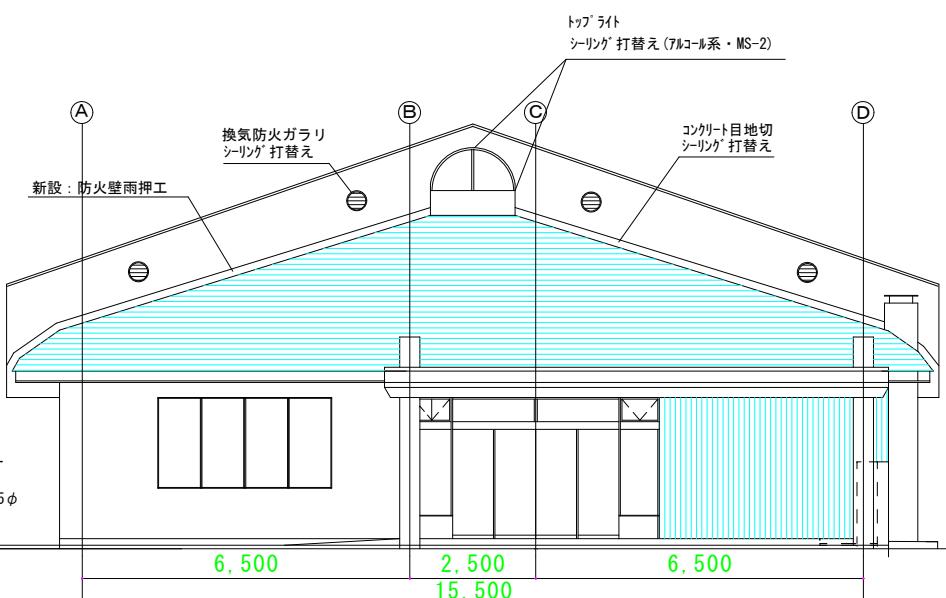




屋根伏図



南立面図



東立面図



釜石市建設部建設課

| 課長 | 補佐 | 係長 | 設計 | 係 | 工事名 | 図面名 | |
|----|----|----|----|---|-------------------|---------------|-----|
| | | | | | 身体障害者福祉センター災害復旧工事 | 屋根伏図 南・東立面図 | |
| | | | | | R3年9月日 | 縮尺 A3 : 1/150 | A-2 |